

令和 6 年 教育委員会

第10回 定例会 議事日程

令和 6 年 6 月 11 日（火）

第 1 協 議

【 子ども総務課 】

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価について
- (2) 審査請求（情報非公開決定処分）に係る裁決案について【秘密会】

【 子ども施設課 】

- (1) 千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

第 2 報 告

【 文化振興課 】

- (1) 公民協働推進制度による子どもたちへの文化芸術の学習機会の充実に
関する協定締結について
- (2) 子ども読書活動推進計画の改定について

【 子ども総務課 】

- (1) 子ども部に係る 2 定提出案件について
- (2) 審査請求（存否応答拒否処分）の取下げがあった件について【秘密会】

【 児童・家庭支援センター 】

- (1) 「千代田フレンズ」実施サービス等の見直しについて

【 指導課 】

- (1) 特色ある教育活動について

第 3 その他

【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（6 月 20 日号）

令和6年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、毎年、有識者の知見を活用した上で、千代田区教育委員会が主要な施策や事務の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民等への説明責任を果たすことを目的とする。

2 実施方針

- (1) 点検及び評価の範囲は、教育委員会事務局子ども部が所掌する事務とし、中でも主要施策の成果を使用して点検及び評価を実施する。
- (2) 点検及び評価は、対象事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

3 実施項目案

(1) 子どもの遊び場確保の取組み

子どもの遊び場推進会議やアンケートの結果を踏まえ、子どもがいつでも、気軽に、自由な発想で、のびのびと遊べる環境整備に取り組んでいる。

【選定理由】新たな遊び場を1か所以上確保し、既存の遊び場についても実施時間等の拡大を行うことで、身近な場所に遊び場を提供していくため。

(2) 学童クラブ・児童館関連事業

民営学童クラブ事業や拡大型を含む一時預かり保育事業等の運営支援を行い、子どもたちの健全な育成と子育て家庭の支援を行っている。

【選定理由】子育てひろば事業や学童クラブ事業など幅広い事業を外部の視点も含めてこれらの事業を捉えなおし、今後の施策を検討していくため。

(3) お茶の水小学校・幼稚園の整備関連事業

校内学童クラブ機能を拡充した施設整備を進めると同時に、地域の防災拠点や地域コミュニティの核としての役割を踏まえた施設とし、令和6年1月末に竣工した。

【選定理由】学校施設としての十分な機能更新や新たな教育需要へ対応が図られているか点検・評価するため。

(4) PMO（神田さくら館の施設一部移転）

不登校対策及び子育て支援の充実の観点から、近隣の民間ビルを賃借して、神田さくら館の施設の一部を移転した。

【選定理由】「はくちょう教室」（適応指導教室）等、スペース不足の解消による子育て・教育環境の充実について点検・評価するため。

4 有識者名簿

上岡 学	武蔵野大学教育学部長（副学長）
清水 哲也	元多摩市教育長
藤井 千恵子	元国士舘大学体育学部こどもスポーツ教育学科教授
糸原 淳子	日本女子大学家政学部児童学科特任教授
日永 龍彦	山梨大学 大学教育センター教授

※ 任期 3年（現任：令和5年7月1日～令和8年3月31日）

5 今後の日程

令和6年6月11日 実施方針及び実施項目の選定（教育委員会協議）

7月～9月 有識者会議の開催（2回開催）

9月中 教育委員会での審議を経て議案提出

9月中 文教福祉委員会へ報告

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

お茶の水小学校の一般開放にあたり、通常は夜間の貸出を22時までに行っているが、校庭に関しては近隣への騒音・光害等の影響を鑑みて21時までの開放とする。

2 制定する規則の案文及び改正する規則の新旧対照表

別紙1及び別紙2のとおり。

3 施行期日

令和6年7月1日から施行する。

※経過措置を設け、施設の使用について必要な手続は施行日前に行うことができることとする。

○千代田区立学校施設使用条例施行規則

昭和62年7月1日教育委員会規則第2号

改正

平成5年1月26日教委規則第1号
平成8年7月23日教委規則第2号
平成10年2月10日教委規則第1号
平成10年4月14日教委規則第6号
平成10年12月22日教委規則第23号
平成14年3月26日教委規則第13号
平成15年2月25日教委規則第2号
平成15年3月25日教委規則第6号
平成18年4月11日教委規則第25号
平成22年2月23日教委規則第1号
平成23年3月22日教委規則第1号
平成24年2月14日教委規則第2号
平成26年8月12日教委規則第14号
平成28年3月31日教委規則第6号
平成30年7月20日教委規則第6号
令和3年2月26日教委規則第3号
令和3年6月24日教委規則第6号
令和6年3月12日教委規則第 号
令和6年 月 日教委規則第 号

千代田区立学校施設使用条例施行規則

東京都千代田区立学校設備使用条例施行規則(昭和28年教育委員会規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、千代田区立学校施設使用条例(昭和62年条例第16号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込み)

第2条 条例第3条第1項の規定により、千代田区立学校の施設(以下「学校施設」という。)を使用しようとする者は、使用申込書(第1号様式)を千代田区教育委員会(以下「委員会」という。)

に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

2 前項の申込書の提出は、使用する日の属する月の2月前までの千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める日から使用する日の前日までに行わなければならない。ただし、委員会が特別に認めたときはこの限りでない。

3 プールの個人使用の場合は、窓口において使用料を納めたときに使用申込書を提出したものとみなす。この場合、領収書は交付しない。

4 駐車場使用の場合は、駐車場に入場したときに、使用申込書を提出したものとみなす。

（使用の承認）

第3条 使用の承認は、申込みの順序によるものとし、同時に申込みがあった場合は、抽選による。

2 前条第1項により委員会が使用を承認するときは、当該学校長の意見を聴き決定し使用承認書（第2号様式）を交付する。

3 前条第3項によるときは、使用承認書に代えて入場券（第3号様式）又は回数券（第3号の2様式）を交付する。

4 千代田区が設置するプールにおいて発行される回数券のうち、種類及び金額が別表第2に定める回数券と同一のものについては、前項の規定により交付したものとみなして使用することができる。

5 前3項の使用承認書、入場券又は回数券は学校施設を使用するとき、これを提示しなければならない。

6 前条第4項によるときは、使用承認書に代えて駐車整理券（第3号の3様式）を交付する。

（使用時間）

第4条 学校施設の使用時間は、別表第1のとおりとする。

（使用できない日）

第5条 学校施設を使用できない日は次のとおりとする。

（1） 年末年始（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで）

（2） 千代田区立麴町小学校、千代田区立富士見小学校（プールを除く。）及び千代田区立昌平小学校については、前号に定める日のほか毎月第2日曜日

（3） 千代田区立千代田小学校については、第1号に定める日のほか毎月第3日曜日

（4） 千代田区立和泉小学校については、ちよだパークサイドプラザ条例施行規則（昭和62年千代田区規則第34号）第5条に定める休館日

（5） 前各号のほか、委員会が特に必要と認めた日

2 千代田区立富士見小学校のプールについては、次の各号に掲げる日は使用できないものとする。

(1) 1月1日から6月中旬まで及び9月中旬から12月31日までの期間において委員会が別に定める日

(2) 毎月第2日曜日（前号に定める日を除く。）

（使用料）

第6条 使用料は別表第2のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用承認を受ける際に納付しなければならない。ただし、駐車場使用料は、駐車場から出場する際に納付するものとする。

3 区内に居住する者がプールを個人使用するときは、委員会があらかじめ発行する区民利用券（第4号様式）を提示しなければならない。

（使用料の減免）

第7条 条例第7条の規定により、使用料を減額し、又は免除できる場合は次のとおりとする。

(1) 公共団体又は公共的団体が使用するとき 免除

(2) 前号のほか委員会が特に必要と認めたとき 減額又は免除

（減免の申請）

第8条 前条の規定により使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、使用申込書を提出の際、使用申込書にその理由を記して、委員会の承認を受けなければならない。

2 前条の規定により駐車場使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、駐車整理券に減免確認の表示を受けなければならない。

（使用承認の取消し等）

第9条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例第10条の2の規定により使用の取りやめ又は内容変更をしようとするときは、使用承認取消・内容変更申請書（第5号様式）に、使用承認書を添えて、委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、条例第10条の規定又は前項の申請により使用承認を取り消し、又は変更するときは、使用承認取消・変更通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（使用料の還付等）

第10条 条例第6条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（第7号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 回数券の還付を受けようとする者は、前項の使用料還付請求書に還付を受けようとする回数券（表紙が切り離されていないものに限る。）を添付しなければならない。

3 条例第6条ただし書の規定により使用料を還付しない場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第10条第1号又は第2号の規定により使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止したとき。 既納の使用料の全額
- (2) 使用者の都合により使用しなかった場合で使用日の前日までに使用承認の取消しの申請がなかったとき。 既納の使用料の全額
- (3) プールを使用する団体等が当該団体の都合により使用日の前日までに使用承認の取消しを申請したとき。 既納の使用料の5割相当額
- (4) 使用者の都合により使用承認時間帯の中途までしか使用しなかったとき。 既納の使用料の全額
- (5) 使用承認時間帯の3分の2を超えた時点で使用できなくなったとき(前号に該当する場合を除く。)。 既納の使用料の全額
- (6) 使用承認時間帯の2分の1を超え3分の2を経過しない時点で使用できなくなったとき(第4号に該当する場合を除く。)。 既納の使用料の5割相当額
- (7) 入場券の還付を当該入場券を購入した日の翌日以降に申し出たとき。 既納の使用料の全額
- (8) 回数券の還付に当たり、回数券の販売額から当該販売額を10で除した額に使用済枚数を乗じて得た額を減じた額が零以上となる場合に該当するとき。 回数券の販売額を10で除した額(使用者の義務)

第11条 使用者は、学校施設の使用については全て係員の指示に従わなければならない。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続きは、施行日前にこれを行うことができる。

附 則 (平成5年1月26日教委規則第1号) 抄

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都千代田区立学校施設使用条例施行規則の規定により現になされている学校施設使用承認手続きは、改正後の規則によりなされたものとみなす。

附 則 (平成8年7月23日教委規則第2号)

- 1 この規則は、平成8年10月2日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都千代田区立学校施設使用条例施行規則の規定は、昌平小学校を除く各学校においては、平成9年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用についてはなお従前の例による。
- 3 この規則の施行日以降の学校施設の使用について必要な手続きは、施行日前にこれを行うことができる。

附 則（平成10年2月10日教委規則第1号）

- 1 この規則は、委員会規則で定める日から施行する。（平10規則3・平10・3・3施行）
- 2 この規則の施行日以降の施設の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。
- 3 この規則による、改正前の東京都千代田区立学校施設使用条例施行規則に定めた様式による用紙で現に残存するものについては、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成10年4月14日教委規則第6号）

- 1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。ただし、この規則の施行の日以後の施設の使用について必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。
- 2 この規則による改正後の東京都千代田区立学校施設使用条例施行規則別表第2の規定は、平成10年7月1日以後に使用する者の使用料について適用し、同日前に使用する者の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年12月22日教委規則第23号）

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成14年3月26日教委規則第13号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千代田区立学校施設使用条例施行規則第3条の規定により使用承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年2月25日教委規則第2号）

- 1 この規則は、平成15年3月17日から施行する。
- 2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続きは、施行日前にこれを行うことができる。

附 則（平成15年3月25日教委規則第6号）抄

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月11日教委規則第25号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区立学校施設使用条例施行規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の千代田区立学校施設使用条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成22年2月23日教委規則第1号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続きは、施行日前にこれを行うことができる。

附 則（平成23年3月22日教委規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月14日教委規則第2号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続きは、施行日前にこれを行うことができる。

附 則（平成26年8月12日教委規則第14号）

1 この規則は、平成26年9月1日から施行する。

2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

附 則（平成28年3月31日教委規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月20日教委規則第6号）

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

附 則（令和3年2月26日教委規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月24日教委規則第6号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月12日教委規則第 号）

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

附 則（令和 6 年 月 日教委規則第 号）

1 この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日以後の学校施設の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。

別表第 1（第 4 条関係）

1 プールを除く施設

学校名	使用区分 施設	午前	午後	夜間
番町小学校	体育館、講堂、教室、校庭	午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 6 時から午 後10時まで
麴町小学校	体育館、ランチルーム、教室、校庭			
九段小学校	体育館 A 面・ B 面、ランチ ルーム、教室、校庭			
富士見小学校	体育館 A 面・ B 面、多目 的ホール、会議室、ラン チルーム、音楽室、図工 室、家庭科室、校庭			
お茶の水小学校	体育館 A 面・ B 面、多目 的ホール、会議室、和室、 ランチルーム、多目的室、 教室、校庭			
千代田小学校	体育館、多目的ホール、会 議室、和室、教室、校庭			
	駐車場	午前 8 時45分から午後10時15分まで		
昌平小学校	体育館、多目的ホール、会	午前 9 時から正	午後 1 時から午	午後 6 時から午

	議室、教室、校庭	午まで	後 5 時まで	後10時まで
和泉小学校	体育館、教室、校庭			
麴町中学校	体育館 A 面・B 面、武道場、 会議室、和室、ランチルー ム、教室、音楽室、美術室、 技術室、家庭科室、合同教 室、校庭			
神田一橋中学校	体育館、武道場、多目的ホ ール、会議室、和室、教室、 音楽室、美術室、技術室、 家庭科室、校庭			

備考 1 使用区分は、連続して使用することができる。

2 麴町小学校、富士見小学校、**お茶の水小学校**、千代田小学校及び昌平小学校において、
校庭の夜間の使用時間は、午後 9 時までとする。

2 プール

学校名	使用時間
麴町小学校	午前10時から午後 9 時まで
富士見小学校	
お茶の水小学校	
千代田小学校	
昌平小学校	
和泉小学校	

別表第 2（第 6 条関係）

1 プールを除く施設

（使用区分を連続して使用する場合の使用料は、各区分の額の合計額とする。）

ア 番町小学校

使用区分	午前	午後	夜間
施設			
体育館、講堂	2,300円	4,000円	5,800円

教室	200円	300円	600円
校庭	900円	1,300円	3,000円

イ 麴町小学校

使用区分	午前	午後	夜間
施設			
体育館	3,400円	4,800円	6,900円
ランチルーム	3,400円 (1,700円)	4,800円 (2,400円)	6,900円 (3,400円)
教室	600円	900円	1,100円
校庭	900円	1,300円	3,000円

注 () 内はランチルームを二分して使用する場合の使用料

ウ 九段小学校

使用区分	午前	午後	夜間
施設			
体育館A面	2,500円	3,500円	5,000円
体育館B面	2,500円	3,500円	5,000円
ランチルーム	900円	1,200円	1,700円
教室	600円	900円	1,100円
校庭	900円	1,300円	3,000円

エ 富士見小学校

使用区分	午前	午後	夜間
施設			
体育館A面	2,500円	3,500円	5,000円
体育館B面	2,500円	3,500円	5,000円 (3,100円)
多目的ホール	600円	900円	1,100円
会議室	600円	900円	1,100円
ランチルーム	1,800円	2,400円	3,400円
音楽室	600円	900円	1,100円

図工室	600円	900円	1,100円
家庭科室	600円	900円	1,100円
校庭	900円	1,300円	3,000円

注 体育館B面については、月曜日から土曜日までの夜間の使用時間を午後7時30分から午後10時までとし、使用料は（ ）内のとおりとする。

オ お茶の水小学校

使用区分	午前	午後	夜間
施設			
体育館A面	2,700円	3,800円	5,100円
体育館B面	2,700円	3,800円	5,100円
多目的ホール	1,200円	1,800円	2,200円
会議室	400円	600円	700円
和室	400円	600円	700円
ランチルーム	900円	1,200円	1,700円
多目的室	400円	600円	700円
教室	600円	900円	1,100円
校庭	1,000円	1,500円	3,600円

カ 千代田小学校

使用区分	午前	午後	夜間
施設			
体育館	3,400円	4,800円	6,900円
多目的ホール	1,700円	2,300円	2,900円
会議室	400円	600円	700円
和室	400円	600円	700円
教室	600円	900円	1,100円
校庭	900円	1,300円	3,000円
駐車場	30分につき200円		

キ 昌平小学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
体育館		3,400円	4,800円	6,900円
多目的ホール		2,500円	3,400円	4,300円
会議室		600円	900円	1,100円
教室		600円	900円	1,100円
校庭		1,500円	2,100円	4,800円

ク 和泉小学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
体育館		2,300円	4,000円	5,800円
教室		350円	700円	900円
校庭		900円	1,300円	3,000円

ケ 麴町中学校

施設	使用区分	午前	午後	夜間
体育館A面		2,500円	3,500円	5,000円 (3,800円)
体育館B面		2,500円	3,500円	5,000円 (3,800円)
武道場		2,300円	4,000円	5,800円 (4,400円)
会議室		600円	900円	1,100円 (900円)
和室		400円	600円	700円 (600円)
ランチルーム		1,800円	2,400円	3,400円 (2,600円)

教室	600円	900円	1,100円 (900円)
音楽室	600円	900円	1,100円 (900円)
美術室	600円	900円	1,100円 (900円)
技術室	600円	900円	1,100円 (900円)
家庭科室	600円	900円	1,100円 (900円)
合同教室	2,300円	4,000円	5,800円 (4,400円)
校庭	900円	1,300円	3,000円 (2,300円)

注 夜間の使用時間が午後7時から午後10時までの場合は、使用料は（ ）のとおりとする。

コ 神田一橋中学校

	使用区分			
施設		午前	午後	夜間
体育館		3,400円	4,800円	6,900円 (5,200円)
武道場		2,300円	4,000円	5,800円 (4,400円)
多目的ホール		1,700円	2,300円	2,900円 (2,200円)
会議室		600円	900円	1,100円 (900円)
和室		800円	1,200円	1,400円 (1,100円)
和室（1間のみ利用の場合）		400円	600円	700円

			(600円)
教室	600円	900円	1,100円 (900円)
音楽室	600円	900円	1,100円 (900円)
美術室	600円	900円	1,100円 (900円)
技術室	600円	900円	1,100円 (900円)
家庭科室	600円	900円	1,100円 (900円)
校庭	900円	1,300円	3,000円 (2,300円)

注 夜間の使用時間が午後7時から午後10時までの場合は、使用料は（ ）のとおりとする。

2 プール

麴町小学校、富士見小学校、お茶の水小学校、千代田小学校、昌平小学校及び和泉小学校

対象者		使用料（回数券は1冊11枚つづり）	
		区民	区民以外
個人	大人 (高校生以上)	400円	600円
		回数券 4,000円	回数券 6,000円
	小人 (中学生以下)	200円 回数券 2,000円	300円 回数券 3,000円
団体（貸切）	麴町小学校、お茶の水小学校、千代田小学校及び昌平小学校	24,000円	
	富士見小学校、和泉小学校	21,000円	

備考 1 プール使用の単位時間は2時間とする。

- 2 2時間を超えてプールを使用したときは、超過1時間（1時間に満たないときは1時間とみなす。）につき、一般使用料の5割相当額を徴収するものとする。
- 3 「区民」とは、千代田区内に住所を有する者をいう。

第1号様式（第2条関係）

学 校 施 設 使 用 申 込 書 受付番号第 号 年 月 日 千代田区教育委員会 殿 申込者 住 所 氏 名 電 話 下記のとおり使用したいので申し込みます。 記			
団 体 番 号		団 体 名	
使 用 日 時			使 用 施 設 名
			学 校 名 ※ 施 設 番 号
1	年 月 日（曜日）	時～ 時	
2	年 月 日（曜日）	時～ 時	
3	年 月 日（曜日）	時～ 時	
4	年 月 日（曜日）	時～ 時	
5	年 月 日（曜日）	時～ 時	
使 用 目 的			
使 用 予 定 人 数		人	
使 用 代 表 者 住 所			
使 用 代 表 者 氏 名		電 話 （ ）	
備 考			

※施設番号

〈1. 体育館・講堂 2. 教室（使用する教室名を具体的に記入して下さい。） 3. 校庭〉

使 用 料 の 減 額 ・ 免 除 申 請 書	（申請理由）
	上記の理由により使用料の減額・免除を申請します。 申請者 _____
	千代田区立学校施設使用条例施行規則第7条第1号・第2号該当

	使 用 料	減 免 額	差 引 使 用 料	学 校 長 承 認 印	受 付
施 設 使 用 料					

第2号様式（第3条関係）

学 校 施 設 使 用 承 認 書 承認番号第 号 年 月 日 下記のとおり使用（使用料減額又は免除）を承認します。 千代田区教育委員会 印 記	
使用団体名称	
代 表 者 名	
団 体 代 表 者	
住 所	
電 話 番 号	()
使 用 施 設 名	
使 用 日 時	年 月 日 () 午前・午後・夜間
使 用 備 品	

使用料金合計	円
減 免 額	円
差引使用料金	円
備 考	
使用料の減額・ 免 除 承 認 欄	(承認理由)
	減免の額 免除 減額（5割） その他（ ）
	千代田区立学校施設使用条例施行規則第7条第1号・第2号該当

ご 注 意

- 1 この承認書は、使用の前に提示してください。
- 2 施設を使用しなくなり、又は使用できなくなったときは、原則として既に納めた使用料をお返しします。
- 3 使用承認を受けた権利を、他の者に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 4 使用する場所などに特別の設備をし、又は変更しようとする場合は、あらかじめ教育委員会の承認が必要です。
- 5 使用の目的若しくは条件に反する場合又は千代田区立学校施設使用条例若しくは教育委員会の指示に違反したときは、使用の承認を取り消し、又は使用の制限をすることがあります。
- 6 災害その他の事故又は教育委員会が必要と認めたときは使用の取消しをすることがあります。
- 7 使用後は、元どおりに片付けてください。
- 8 学校施設に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただきますから十分注意をして使ってください。
- 9 貸出時間には、準備・片付けの時間が含まれています。終了時間は必ず守ってください。
- 10 使用の前後には、係員にその旨を必ず連絡してください。
- 11 学校施設の使用については、係員の指示に必ず従ってください。
- 12 千代田小学校以外の施設は駐車場がありませんので、自家用車等のご利用はご遠慮ください。
- 13 ごみは所定の場所へ捨ててください。

第3号様式（第3条関係）

プ ー ル 入 場 券	
千代田区立	小学校プール

第3号の2様式（第3条関係）
（表紙）

千代田区立	小学校
プ ー ル 回 数 券	
○ ○ ○ ○ 用	
千 代 田 区	

（券面）

No. (1～11)	
から	
2時間限り有効	
千代田区立	小学校
プ ー ル 利 用 券	
○ ○ ○ ○ 用	

第3号の3様式（第3条関係）

No. _____	No. _____																				
駐 車 整 理 券	駐 車 整 理 券 (控)																				
年 月 日	年 月 日																				
<table><tr><td>車 両 番 号</td><td></td></tr><tr><td>駐 車 位 置 番 号</td><td></td></tr><tr><td>出 場 時 刻</td><td></td></tr><tr><td>入 場 時 刻</td><td></td></tr><tr><td>駐 車 時 間</td><td>時間 分</td></tr></table>	車 両 番 号		駐 車 位 置 番 号		出 場 時 刻		入 場 時 刻		駐 車 時 間	時間 分	<table><tr><td>車 両 番 号</td><td></td></tr><tr><td>駐 車 位 置 番 号</td><td></td></tr><tr><td>出 場 時 刻</td><td></td></tr><tr><td>入 場 時 刻</td><td></td></tr><tr><td>駐 車 時 間</td><td>時間 分</td></tr></table>	車 両 番 号		駐 車 位 置 番 号		出 場 時 刻		入 場 時 刻		駐 車 時 間	時間 分
車 両 番 号																					
駐 車 位 置 番 号																					
出 場 時 刻																					
入 場 時 刻																					
駐 車 時 間	時間 分																				
車 両 番 号																					
駐 車 位 置 番 号																					
出 場 時 刻																					
入 場 時 刻																					
駐 車 時 間	時間 分																				
<table><tr><td>駐 車 料 金</td><td>円</td></tr><tr><td>減 免 額</td><td>円</td></tr><tr><td>差引駐車料金</td><td>円</td></tr></table>	駐 車 料 金	円	減 免 額	円	差引駐車料金	円	<table><tr><td>駐 車 料 金</td><td>円</td></tr><tr><td>減 免 額</td><td>円</td></tr><tr><td>差引駐車料金</td><td>円</td></tr></table>	駐 車 料 金	円	減 免 額	円	差引駐車料金	円								
駐 車 料 金	円																				
減 免 額	円																				
差引駐車料金	円																				
駐 車 料 金	円																				
減 免 額	円																				
差引駐車料金	円																				
<減免確認印>																					
要綱 2-①、2-②、2-③該当																					
<table><tr><td>小学校</td><td>幼稚園</td><td>教 育 研 究 所</td><td>ま ち か ど</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	小学校	幼稚園	教 育 研 究 所	ま ち か ど																	
小学校	幼稚園	教 育 研 究 所	ま ち か ど																		

第4号様式（第6条関係）

プール区民利用券			
氏 名 _____			
年 齢 _____			
住 所 _____			
有効期限	年	月	日
発行日	年	月	日
千代田区教育委員会			

第4号様式（裏）

- 1 プールを利用するときは、この利用券を受付に提示してください。
- 2 この利用券を他人に貸与又は譲渡することはできません。
- 3 千代田区外に転出された場合は、利用券をお返してください。

学校施設使用承認取消・内容変更申請書			
受付 第 号		年 月 日	
千代田区教育委員会 殿			
申請者住所			
電 話			
氏 名			
(団体の名称及び代表者名)			
担当者氏名			
連絡先			
()			
学校施設の使用の取りやめ・内容変更をしたいので、千代田区立学校施設使用条例 施行規則第9条第1項の規定により下記のとおり使用承認の取消し・内容変更を申請 します。			
使 用 承 認	承認番号	第 号	
	年 月 日	年 月 日	
学 校 名			
使用施設名	1 体育館・講堂 3 多目的ホール 6 プール	2 教室(図・音・家) 4 会議室等(会・和) 7 その他()	5 校庭
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午前 時から午前 時まで 午後 時から午後 時まで		
上記の使用について 1 使用承認の取消し及び既に納めた使用料の還付を希望します。 2 以下のとおり使用日等の変更を希望します。			
学 校 名			
使用施設名	1 体育館・講堂 3 多目的ホール 6 プール	2 教室(図・音・家) 4 会議室等(会・和) 7 その他()	5 校庭
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午前 時から午前 時まで 午後 時から午後 時まで		

第6号様式（第9条関係）

学校施設使用承認取消・変更通知書				
		承認 第 号 年 月 日		
殿		千代田区教育委員会 印		
千代田区立学校施設使用条例施行規則第9条第2項の規定により下記のとおり使用承認の取消し・内容変更をしたので通知します。				
使 用 承 認	承認番号	第 号		
	年 月 日	年 月 日		
学 校 名				
使 用 施 設 名	1 体育館・講堂 3 多目的ホール 6 プール	2 教室（図・音・家） 4 会議室等（会・和） 7 その他（ ）	5 校庭	
使 用 日 時	年 月 日（曜日）午前 時から午前 時まで 午後 時から午後 時まで			
取 消 理 由	・ 本人申請（ 年 月 日） ・ 千代田区立学校施設使用条例第10条第 号に該当（具体的に）			
変更後の学校名				
変 更 後 の 使 用 施 設 名	1 体育館・講堂 3 多目的ホール 6 プール	2 教室（図・音・家） 4 会議室等（会・和） 7 その他（ ）	5 校庭	
変 更 後 の 使 用 日 時	年 月 日（曜日）午前 時から午前 時まで 午後 時から午後 時まで			
既 納 額	円	還 付 額	円	
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区教育委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。				

第7号様式（第10条関係）

学 校 施 設 使 用 料 還 付 請 求 書 受付 第 号 年 月 日 千代田区教育委員会殿 住 所 請求者 氏 名 _____ 印 (団体の名称及び代表者名) 電 話 千代田区立学校施設使用条例施行規則第10条第1項の規定により既納の使用料の還付を受けたいので、下記のとおり請求します。				
使 用 承 認	承 認 番 号		第 号	
	年 月 日		年 月 日	
還付を受けよう とする理由				
既 納 の 使 用 料	納 入 年 月 日		年 月 日	
	金 額		円	
還 付 請 求 額	円			
備 考				
口 座 情 報	銀 行 本店 信用金庫 支店 信用組合 出張所			
	預金種目	1 普通	口座番号	
		2 当座		
	3 貯蓄 (○で囲む)	連絡先		
	フリガナ			
名 義				

※口座名義は請求者名又は団体名と同一のものに限ります。

新旧対照表（抄）

○千代田区立学校施設使用条例施行規則

新（改正後）					旧（現 行）				
附 則(令和6年 月 日教委規則第 号)									
1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。									
2 この規則の施行日以後の学校施設の使用につ									
いて必要な手続は、施行日前にこれを行うこと									
ができる。									
別表第1（第4条関係）					別表第1（第4条関係）				
1 プールを除く施設					1 プールを除く施設				
学校名	使用区分 施設	午前	午後	夜間	学校名	使用区分 施設	午前	午後	夜間
番町小 学校	体育館、講 堂、教室、 校庭	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後10 時まで	番町小 学校	体育館、講 堂、教室、 校庭	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後10 時まで
麴町小 学校	体育館、ラン チルーム、教室、 校庭				麴町小 学校	体育館、ラン チルーム、教室、 校庭			
九段小 学校	体育館A 面・B面、 ランチルーム、教室、 校庭				九段小 学校	体育館A 面・B面、 ランチルーム、教室、 校庭			
富士見 小学校	体育館A 面・B面、 多目的ホール、会議室、 ランチルーム、音楽室、 図工室、家庭科室、校 庭				富士見 小学校	体育館A 面・B面、 多目的ホール、会議室、 ランチルーム、音楽室、 図工室、家庭科室、校 庭			
お茶の 水小学 校	体育館A 面・B面、 多目的ホール、会議室、 和室、ラン チルーム、 多目的室、 教室、校庭				お茶の 水小学 校	体育館A 面・B面、 多目的ホール、会議室、 和室、ラン チルーム、 多目的室、 教室、校庭			
千代田 小学校	体育館、多 目的ホール、会議室、 和室、教室、 校庭				千代田 小学校	体育館、多 目的ホール、会議室、 和室、教室、 校庭			
	駐車場	午前8時45分から午後10時15分まで				駐車場	午前8時45分から午後10時15分まで		

昌平小学校	体育館、多目的ホール、会議室、教室、校庭	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
和泉小学校	体育館、教室、校庭			
麴町中学校	体育館A面・B面、武道場、会議室、和室、ランチルーム、教室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室、合同教室、校庭			
神田一橋中学校	体育館、武道場、多目的ホール、会議室、和室、教室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室、校庭			

- 備考 1 使用区分は、連続して使用することができる。
- 2 麴町小学校、富士見小学校、お茶の水小学校、千代田小学校及び昌平小学校において、校庭の夜間の使用時間は、午後9時までとする。

昌平小学校	体育館、多目的ホール、会議室、教室、校庭	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
和泉小学校	体育館、教室、校庭			
麴町中学校	体育館A面・B面、武道場、会議室、和室、ランチルーム、教室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室、合同教室、校庭			
神田一橋中学校	体育館、武道場、多目的ホール、会議室、和室、教室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室、校庭			

- 備考 1 使用区分は、連続して使用することができる。
- 2 麴町小学校、富士見小学校、千代田小学校及び昌平小学校において、校庭の夜間の使用時間は、午後9時までとする。

公民協働推進制度による子どもたちへの文化芸術の学習機会の充実に 関する協定締結について

1 公民協働推進制度（自由型提案）を活用した提案

公民協働推進制度（自由型提案）において、子どもたちの読書活動及び執筆活動の推進に資する事業提案があった。

区は、第四次千代田区文化芸術プランの中で、「育てる～文化芸術の担い手を育成、支援する～」を重点目標として掲げていることから、この提案を、子どもたちに文化芸術に触れる機会や学習機会を提供し得る協働事業提案であると判断し、令和6年5月28日に「子どもたちに対する文化芸術の体験・学習機会の充実に関する協定」を締結した。

2 協定締結先

法人名：株式会社クリエイト

所在地：東京都千代田区神田司町二丁目2番地13

3 協働事項

- （1）区に在住又は在学する小学生及び中学生を対象とした読書活動及び執筆活動の推進に関する事項
- （2）本協定に基づき実施する事業（以下「協働事業」という。）の施設の利用に関する事項
- （3）協働事業の広報に関する事項
- （4）その他必要と認める事項

4 本協定の有効期間

締結の日（令和6年5月28日）から令和7年3月31日まで。

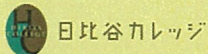
※ 期間満了日の1か月前までにいずれか一方からの書面による申入れがない場合は、有効期間を1年間更新する。

5 今後の予定

【事業名】「日比谷図書文化館ツアー」「中学生のためのやさしい小説書き方講座」

【開催日】令和6年8月1日（木）

【会 場】日比谷図書文化館



日時

2024年8月1日(木)

10:30～12:00(開場:10:00)

【対象】千代田区在住または在学の中学生

【内容】図書館講座や常設展の見学・朗読企画など。

館内ツアーでは、いつもは見られない

閉架書庫も見学予定!

【定員】20名 ※先着順、定員に達し次第締め切り

【場所】日比谷図書文化館 4階 セミナールームA

(千代田区日比谷公園1-4)

【主催】株式会社クリエイト

【共催】千代田区・千代田区立日比谷図書文化館



朗読

小野田由紀子

女優、ナレーター
スターダス・21Neu所属
テレビ・映画・舞台にて
活躍中



日比谷図書文化館ツアー

「図書館の裏側」のぞいてみませんか。

ツアーの詳細やお申し込みはWebサイトから

「日比谷カレッジ情報サイト」よりお申し込みください
<https://www.library.chiyoda.tokyo.jp/infoevents/hibiyacollege/>

日比谷カレッジ
情報サイト↓

- ① イベント名「日比谷図書文化館ツアー」
- ② 参加者氏名(ふりがな) ③ 電話番号 ④ メールアドレス
- ⑤ その他欄に、学年・保護者氏名・緊急連絡先をご入力ください

お電話(03-3502-3340)または日比谷図書文化館窓口でも
お申し込みいただけます。



会場 日比谷図書文化館

- 都営地下鉄三田線「内幸町駅」A7出口／徒歩3分
- 東京メトロ丸の内線・日比谷線「霞ヶ関駅」B2出口／徒歩3分
- 東京メトロ千代田線「霞ヶ関駅」C4出口／徒歩3分
- JR「新橋駅」日比谷口(SL広場)／徒歩10分

※駐車場・駐輪場はございません。公共交通機関をご利用ください。



参加費
無料

◎日比谷図書文化館について

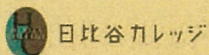
貴重な古書を収蔵した図書館の他に、ミュージアムや
カレッジが一体となった、千代田区の複合文化施設です。
4階には自習室(有料)を備え、どなたでも利用が可能。



同日開催!「中学生のためのやさしい小説書き方講座」2024年8月1日(木)13:30～16:30※別途お申し込みが必要です

株式会社クリエイトは、千代田区の事業「ちよだジュニア文学賞」に協力しています。

(本イベントは、「ちよだジュニア文学賞」の選考とは関係ありません)



日時

2024年8月1日(木)

13:30~16:30(開場:13:00)

【対象】千代田区在住または在学の中学生

【内容】小説を初めて書く方に向け、キャラクター設定やプロットづくりなど、小説を書く基本をレクチャー!

【定員】20名 ※先着順、定員に達し次第締め切り

【場所】日比谷図書文化館4階 セミナールームA
(千代田区日比谷公園1-4)

【主催】株式会社クリエイト

【共催】千代田区・千代田区立日比谷図書文化館



医療小説?

歴史小説?

推理小説?



講師 二本松泰子



文藝学校 サブ講師
第3回川越文芸賞
最優秀賞受賞

講師 山竹伸一



文藝学校 サブ講師
株式会社クリエイト役員
クリエイトデジタル
文庫大賞主筆

朗読 小野田由紀子



女優、ナレーター
スターダス・21Neu所属
テレビ・映画・舞台にて活躍中

講座の詳細やお申し込みはWebサイトから

「日比谷カレッジ情報サイト」よりお申し込みください
<https://www.library.chiyoda.tokyo.jp/infoevents/hibiyacollege/>

- ① イベント名「中学生のためのやさしい小説書き方講座」
- ② 参加者氏名(ふりがな) ③ 電話番号 ④ メールアドレス
- ⑤ その他欄に、学年・保護者氏名・緊急連絡先をご入力ください

お電話(03-3502-3340)または日比谷図書文化館窓口でもお申し込みいただけます。

日比谷カレッジ
情報サイト↓



会場 日比谷図書文化館

- 都営地下鉄三田線「内幸町駅」A7出口／徒歩3分
 - 東京メトロ丸の内線・日比谷線「霞ヶ関駅」B2出口／徒歩3分
 - 東京メトロ千代田線「霞ヶ関駅」C4出口／徒歩3分
 - JR「新橋駅」日比谷口(SL広場)／徒歩10分
- ※駐車場・駐輪場はございません。公共交通機関をご利用ください。

中学生のためのやさしい小説書き方講座

小説を書くための「最初の一步」教えます。

参加費
無料

同日開催! 「日比谷図書文化館ツアー」2024年8月1日(木)10:30~12:00 ※別途お申し込みが必要です

株式会社クリエイトは、千代田区の事業「ちよだジュニア文学賞」に協力しています。
(本イベントは、「ちよだジュニア文学賞」の選考とは関係ありません)

子ども読書活動推進計画の改定について

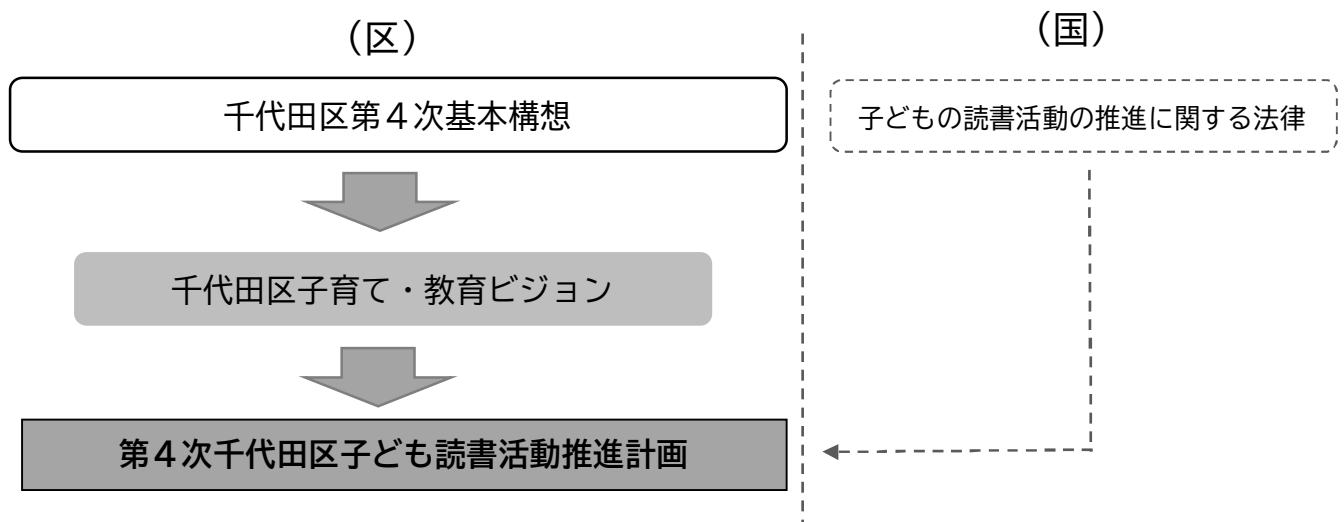
1 改定の背景及び趣旨

区では、平成19年3月に「千代田区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の発展のために取り組んできたところである。

現行の「第3次千代田区子ども読書活動推進計画」（平成元年7月策定、計画期間は概ね5年間）の計画期間が終了するため、関連法や国の計画を勘案しつつ、地域振興部と子ども部の両部で連携して「第四次千代田区子ども読書活動推進計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

「千代田区第4次基本構想」を踏まえて千代田区教育委員会が策定した「千代田区子育て・教育ビジョン」に基づく個別計画のひとつであり、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく計画として位置づける。



3 検討会議体

千代田区子ども読書活動推進会議

（学識経験者、保護者関係者、児童出版・書店関係者、読書推進団体関係者、区内学校等関係者などで構成）

4 アンケート調査結果の活用

より効果的な計画改定を行うため、子ども自身やその保護者に読書に対する考え方などを調査し、その結果を基礎資料として活用する。

毎年度実施している「千代田区子ども読書調査」（区立小学校・中学校、九段中等教育学校〔前期課程〕の児童・生徒対象）に加え、新たに「九段中等教育学校〔後期課程〕の生徒」と「区立小学校に通う児童の保護者」を対象としたアンケート調査を実施する。

なお、追加で実施するアンケート調査の詳細は別紙のとおり。

5 策定スケジュール

令和6年	1月	子ども読書活動推進会議立ち上げ
	7月～10月	素案の検討、アンケート調査実施・集計
	12月	素案の策定
令和7年	1月	パブリックコメントの実施
	3月	計画策定・公表

子ども部に係る令和6年第2回千代田区議会定例会案件について

提出予定案件 計1件

議 案：1件【条例1件（子育て推進課1件）】

【議案】

(条例)

- 1 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(概要)

- (1) 内閣府令で定める小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における3歳以上児に係る年齢別保育士等の配置基準が次の表のとおり見直されたため、当該配置基準を定めている条例について必要な規定を整備する。

年齢区分	改正前	改正後
満3歳児	おおむね <u>20人</u> につき1人	おおむね <u>15人</u> につき1人
満4歳以上 児	おおむね <u>30人</u> につき1人	おおむね <u>25人</u> につき1人

- (2) 新旧対照表 別紙のとおり

- (3) 施行期日 公布の日

「千代田フレンズ」実施サービス等の見直しについて

1 事業概要

千代田フレンズ（神田司町 2-5 DeLCCS 神田大手町 7 階）は、保護者が育児疲れや病気等で児童の養育が困難な場合に一時的にお子さんを預かる施設であり、都内で児童養護施設等を運営する社会福祉法人福田会が運営

2 現在の主な運営内容等

	ショートステイ	トワイライトステイ	日中一時預かり
対象年齢等	区内在住、2 歳～小学生のお子さん（中学生は応相談）		区内在住、2 歳～就学前のお子さん（小学生以上は応相談）
保育時間	24 時間	17 時～22 時	9 時～17 時
利用料金（※）	1 泊 3,000 円	1 時間 600 円	1 時間 500 円
申込先等	千代田フレンズに空き状況等を確認の上、利用を申込み		

※ 利用料金には食事代（1 食 500 円）とおやつ代（1 回 100 円）は含まない

3 実施サービス等の見直しについて

運営事業者において福祉人材の確保が難しくなる中、支援を必要とする家庭に「ショートステイ」及び「トワイライトステイ」を引き続き提供できるよう、以下の見直しを行う。

- ① 日中一時預かりを 7 月末で終了
- ② トワイライトステイの利用料金等の見直し
- ③ 申込先を児童・家庭支援センターに変更

※ 8 月からの見直しを予定しており、広報千代田 7 月 5 日号にお知らせ記事を掲載予定

（参考：事業実績）

区分	令和 5 年度	4 年度	3 年度	2 年度
ショートステイ	172 泊 (30 人)	98 泊 (33 人)	77 泊 (14 人)	66 泊 (8 人)
トワイライトステイ	198 時間 (10 人)	162 時間 (8 人)	118 時間 (5 人)	16 時間 (4 人)
一時預かり	162 時間 (19 人)	138 時間 (18 人)	331 時間 (18 人)	18 時間 (4 人)

案

千代田区立学校（園）長 殿

千代田区教育委員会事務局 子ども部

指導課長 上原 史士

（公 印 省 略）

令和7年度「特色ある教育活動」実施計画書の提出について（依頼）

千代田区教育委員会では、区立学校（園）の教育活動の充実のため、各校園からの申請に基づき、特色ある教育活動を実施しております。

つきましては、下記のとおり、御提出をお願いします。

記

- 1 提出書類 別紙1-1「令和7年度特色ある教育活動」実施計画書（特色・伝統・部活動）
別紙1-2「令和7年度特色ある教育活動」実施計画書（学校予算枠外事業分）

- 2 提出期限 令和6年8月8日（木）必着 ※電子メールで下記担当宛提出

- 3 提出先 千代田区教育委員会事務局 子ども部 指導課 担当 山本・白石宛て

4 その他

（1）令和7年度計画の作成にあたり

- ① 実施計画書の作成にあたっては、別添の実施要綱を参照し、単価は必ず要綱に合わせてください。事業内容は「直接子どもに関わるもの」が対象となります。また、特色・伝統・部活動の区分は、事務局で調整をする場合があります。

- ② 「基本予算額」及び「学校予算枠」の設定について

令和7年度計画より、下記の基本予算額をもとに、各学校の特色ある教育活動及び伝統行事の継承事業の執行率から算出した「学校予算枠」を設定する方法に変更します。（詳細は資料1～1-2参照）

基本予算額

幼稚（こども）園 50万円 / 小学校 200万円 / 中学校 600万円

学校予算枠

（例）小学校（昨年度執行率95%の場合）学校予算枠は190万円（200万円×0.95）

また、上記予算枠とは別途、**需用費**として全校園に一律、

幼稚（こども）園 8万8千円 / 小学校 18万円8千円 / 中学校 18万円8千円

を配当いたします。

- ③ 「学校予算枠」対象外事業について

幼稚園における「幼稚園教育アシスタント」、「水泳補助」、「絵本シネマ」事業、小学校・中学校における「水泳補助」、「学校保健委員会」にかかる予算は別途予算措置いたします。※学校予算枠外事業であっても、各学校園の「特色ある教育活動」事業予算として執行率に影響しますので、予算要求の際には充分にご精査ください。

- ④ 「特色ある教育活動」対象外事業について（学務課予算分）

楽器にかかる「需用費」、「修繕料」は学務課予算にて対応いたします。（「運搬料」は指導課予算）次年度、購入希望物品がある場合は、毎年7月頃に実施いたします学務課の調査にて回答をお願いいたします。

⑤ 「特色ある教育活動」対象外事業について（指導課予算分）

「教職員研修」、「がん教育」、「地域学校協働活動」にかかる予算は別途指導課から措置する予算をご活用ください。

⑥ 委託料・需用費の科目にて予算 50 万円以上の事業については、契約課契約となり、入札にて業者決定となります。また、需用費（消耗品費）は、一つの物品の購入予定価格が「10 万円以上」の物品は購入できませんのでご注意ください。

⑦ 中学校「部活動外部指導者」について、令和 7 年度事業計画には有償ボランティアとしての「部活動外部指導者」必要予算分のみご記入ください。外部委託希望部活動については、別途確認いたします。

(2) プレゼンテーション審査について

学校予算枠を上回る事業及び予算額が 50 万円の事業については、プレゼンテーション審査を実施します。（詳細は資料 1 参照）

(3) 令和 6 年度計画の実施にあたり

特色ある教育活動の効果・課題・執行状況の相互確認のため、令和 7 年 3 月に別紙 1-2 及び別紙 2 「令和 6 年度特色ある教育活動」実施報告書をご提出いただきます。

5 送付資料

資料 1 令和 7 年度特色ある教育活動事業計画及びプレゼンテーション審査について

資料 1-1 令和 7 年度特色ある教育活動 学校園予算枠（各学校園ごとに通知）

資料 1-2 令和 5 年度執行率根拠資料（各学校園ごとに通知）

資料 2 特色ある教育活動等実施要綱

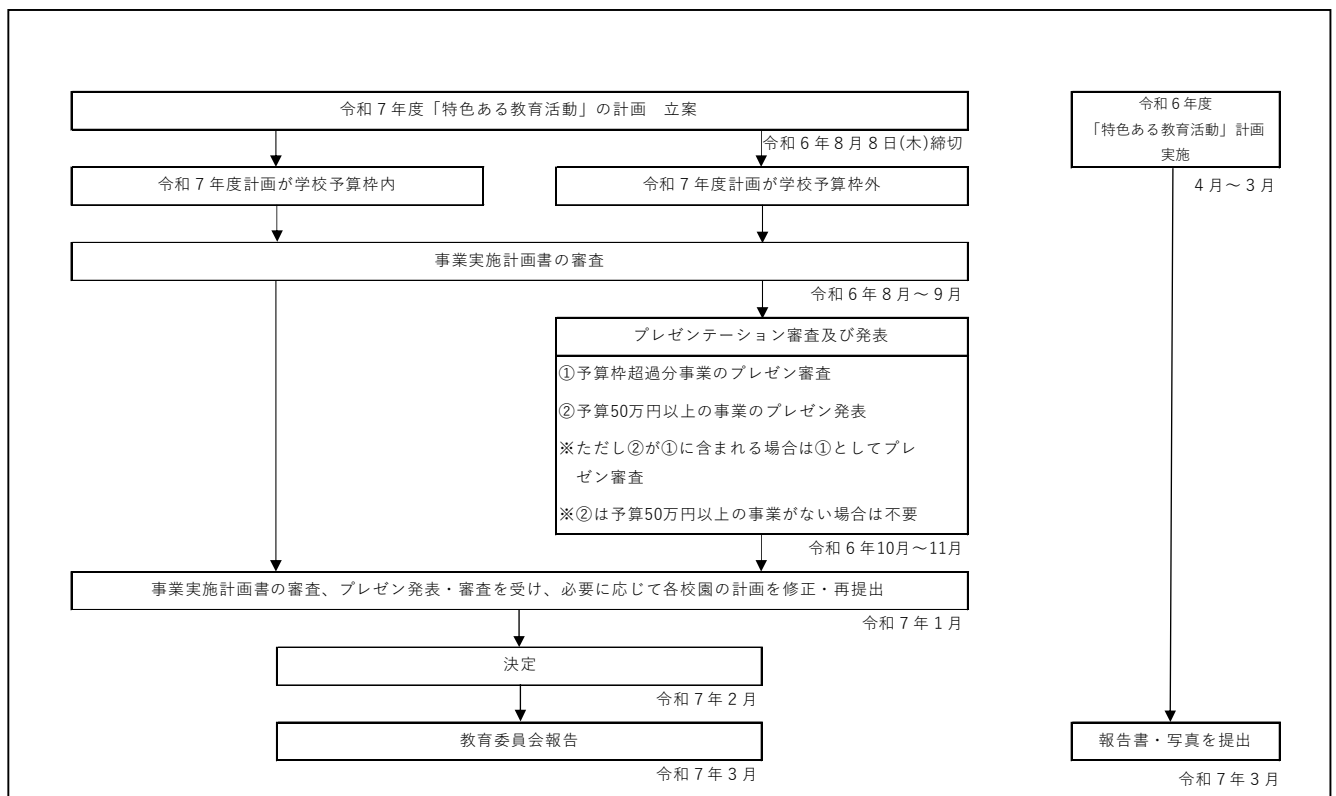
資料 3 別紙 1-1 R7 実施計画書（特色・伝統・部活動） ※令和 6 年 8 月 8 日（木）提出

別紙 1-2 R7 実施計画書（学校予算枠外事業分） ※令和 6 年 8 月 8 日（木）提出

資料 4 別紙 1-2 R6 実施計画書（特色・伝統・部活動） ※令和 7 年 3 月

資料 5 別紙 2 R6 特色ある教育活動報告書 ※令和 7 年 3 月

（参考）業務フロー



担 当

指導主事 山本 孝之

管理係 白石 理美

電 話 内 7389・7392

メール shidou@city.chiyoda.lg.jp

令和7年度特色ある教育活動事業計画及びプレゼンテーション審査について

1 プレゼンテーション審査対象校園

下記のいずれかに該当した区立幼稚園・小学校・中学校

- ① 計画書において学校予算枠を超過した場合
- ② 予算額が50万円以上の事業がある場合

2 事業計画・審査について

特色ある教育活動等実施要綱第4条（審査）、第5条（予算配当）に基づき、令和7年度特色ある教育活動について以下のとおりといたします。

- (1) 下記の基本予算額をもとに、各学校の特色ある教育活動及び伝統行事の継承事業の執行率から算出した「学校予算枠」を設定することで、事業計画の精査を行っていただきたく存じます。

基本予算額

幼稚園 50万円 / 小学校 200万円 / 中学校 600万円

学校予算枠

例1 A小学校 昨年度執行率95%の場合 学校予算枠は190万円（200万円×0.95）

例2 B小学校 昨年度執行率61%の場合 学校予算枠は130万円（200万円×0.65※）

※執行率の端数は5%ごとに切り上げることとします。

※各学校の予算枠及び根拠資料は資料1-1、1-2をご参照ください。

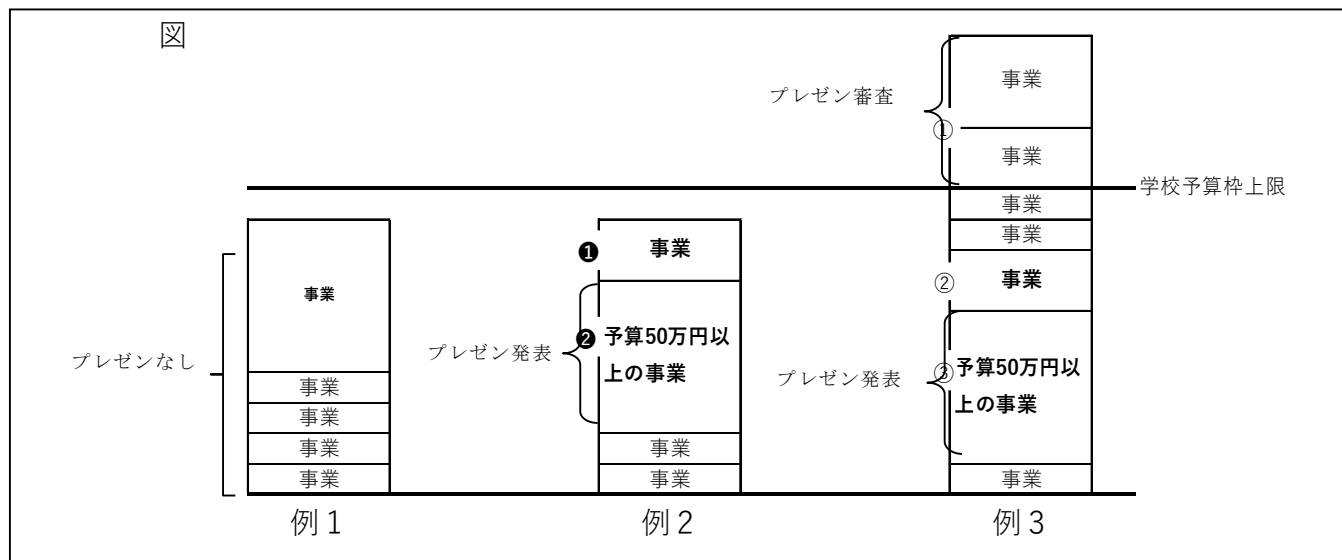
- (2) 各学校の予算枠を上回る事業については、プレゼンテーション審査を実施し、妥当性が認められた事業については、事業全体の予算枠内で追加予算配当します。学校予算枠内の学校園につきましても予算額が50万円以上の事業がある場合についてプレゼンテーション発表を行っていただきます。
- (3) 委託料・需用費の科目にて予算50万円以上の事業については、契約課契約となり、入札にて業者決定となります。プレゼンテーション審査のうえ、予算配当された場合でも、業者の指定はできませんので、ご留意ください。
- (4) 事業内容及び予算規模によっては、全ての学校園の希望通りに予算措置することはできない場合がございますので、ご留意ください。

3 プレゼンテーション発表方法について

- (1) 発表の形式は自由といたします。
- (2) 発表時間は15分です。発表後、質疑応答を10分を行います。プレゼンテーション審査対象事業が複数ある場合も発表時間は15分です。発表時間の厳守をお願いいたします。
- (3) プレゼンテーション審査の発表者については管理職としますが、管理職同席のうえ事業担当者が発表することも可能です。
- (4) プレゼンテーション審査・発表で使用する紙資料やパワーポイントがある場合は、発表1週間前までにデータにて下記メールアドレスにご提出ください。

提出先アドレス：shidou@city.chiyoda.lg.jp 担当：指導課 山本・白石

プレゼンテーション審査及び発表に関する例図



特色ある教育活動等実施要綱

22 千子指導発第 801 号 平成 23 年 2 月 21 日 教育長決裁

改正 26 千子指導発第 661 号 平成 26 年 11 月 10 日 教育長決裁

改正 30 千子指導発第 541 号 平成 30 年 10 月 11 日 教育長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、教育機関、企業、N P O 法人等が集積する千代田区ならではの特色を生かし、地域の人材、専門家等を指導者として迎えるなどにより、学習内容等の充実を図り、創意工夫を凝らした特色ある学校及び園づくりを目的として、各教科、総合的な学習の時間等において行われる様々な教育活動（以下「特色ある教育活動等」という。）を支援し、もって 21 世紀の地域、社会を担う幼児、児童及び生徒に必要な資質を育むことを目的とする。

(対象及び内容)

第 2 条 特色ある教育活動等の対象及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特色ある教育活動

ア 対象

幼稚園、こども園、小学校、中学校及び中等教育学校

イ 内容

(ア) 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等において、子どもたちの豊かな感性を育み、知・徳・体バランスのとれた発達を促す教育活動

(イ) 親子・地域で共に育む体験活動等

(ウ) 校長又は園長（以下「校長等」という。）が各校及び園の独自性を発揮するうえで必要な新しい授業展開にかかわる活動

(2) 部活動の推進

ア 対象

中学校及び中等教育学校

イ 内容

(ア) クラブ活動、部活動等の振興にかかわる活動

(イ) クラブ活動、部活動等で使用する用具の修繕等

(3) スペシャリスト連携講座

ア 対象

中学校及び中等教育学校

イ 内容

大学、企業等と連携した生徒のキャリア教育の充実にかかわる活動

(4) 伝統行事

ア 対象

幼稚園、こども園、小学校、中学校及び中等教育学校

イ 内容

学校又は地域の伝統文化に関わる活動及び行事

(5) 前各号に定める活動の他教育委員会が必要と認めたもの

(事業実施計画書)

第3条 校長等は、特色ある教育活動等について、1カ年の計画事業として毎年度事業実施計画書を作成し、教育委員会へ提出する。

(審査)

第4条 教育委員会は、必要に応じて校長等から内容の聴取を行った上で、提出された事業実施計画書の審査及び予算査定を行う。

(予算配当)

第5条 教育委員会は、前条の審査及び予算査定の結果に基づき、各学校及び園の事業実施計画を承認し、予算配当を決定する。

(事業実施計画の変更)

第6条 学校及び園は、年度途中で事業実施計画を変更する場合は、事前に教育委員会と協議し、承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をした場合においては、必要に応じて改めて予算配当の決定を行う。

(実施方法)

第7条 特色ある教育活動等において外部人材を活用する場合は、報償費を支払う方法によるものとする。ただし、当該事業の内容及び実績から、委託その他の方法により事業を実施することが適当と認められる場合は、この限りでない。

(報償費)

第7条 報償費の単価は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 総合的な学習の時間、地域の伝統文化活動、読み聞かせ等

1回(2時間程度) 3,000円

(2) クラブ活動、部活動等

指導者の経験や経歴により 1 回（2 時間程度）3,000 円から 5,000 円

(3) ブラスバンド活動

1 回（2 時間程度）7,000 円

(4) 土曜日等における体験活動

1 回（2 時間程度）5,600 円

(5) 総合的な学習の時間等における体験活動において高度な専門的技術を有する指導者

指導者の経験や経歴により 1 回 10,000 円を上限とする。

(6) スペシャリスト連携講座その他前各号の基準によっては実施し難い事業については、教育委員会と別途協議の上決定する。

(報告)

第 8 条 校長等は、事業実施計画に基づき行われた事業について、実施後に教育委員会に報告する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本要綱の実施に関して必要な事項については、別に子ども部長が定めるところによる。

附則

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

特色ある教育活動等実施計画書

別紙1ー1

学校（園）名：
目指す学校の実、子どもの姿：

※ 種（カテゴリ）
A 学びを広げ、深め、支える取組（基礎力・思考力・実践力）【例 各教科、プログラミング、科学（自然）、進路、放課後学習、読み聞かせ 等】
B 豊かなスポーツライフの実現（体育・健康）【例 体力向上、ミニバス指導、水泳指導、健康教育、食育 等】
C 健やかな心の育成【例 道徳、福祉、環境、防災、地域学習 等】
D グローバル人材の育成（国際理解教育）【例 国際理解、伝統芸能、伝統音楽 等】

予算合計額が学校予算枠を超えた事業（セル色が赤になる）から、プレゼンテーション審査の対象事業となります。

校園名	学年	実施期間	実施場所	対象学年	対象範囲	教育課程内・外	事業名	事業のねらい・効果	実施時期	実施内容・方法	指導者（講師）の職名・氏名 ※記載できる範囲で	区分 （特色、伝統、振興等）	報償費・委託 ・費用費・運送料	要望額算出 の際の単価	要望額算出 の際の外部講師 人数	要望額算出 の際の実施 回数	要望額	査定	予算合計額	増減	備考
（記入例） 〇〇小	1	可	拡充	A	6	全児童	教育課程内	プログラミング教育	〇月～ 〇月	〇年 〇クラス 1クラス〇時間	〇〇 〇〇講師	特色	報償費	10,000	5人	5回	250,000		250,000		
0	1																0		0	0	
0	2																0		0	0	
0	3																0		0	0	
0	4																0		0	0	
0	5																0		0	0	
0	6																0		0	0	
0	7																0		0	0	
0	8																0		0	0	
0	9																0		0	0	
0	10																0		0	0	
0	11																0		0	0	
0	12																0		0	0	
0	13																0		0	0	
0	14																0		0	0	
0	15																0		0	0	
0	16																0		0	0	
0	17																0		0	0	
0	18																0		0	0	
0	19																0		0	0	
0	20																0		0	0	
0	21																0		0	0	
0	22																0		0	0	
0	23																0		0	0	
0	24																0		0	0	
0	25																0		0	0	
0	26																0		0	0	
0	27																0		0	0	
0	28																0		0	0	
0	29																0		0	0	
0	30																0		0	0	

A	0	0
B	0	0
C	0	0
D	0	0
計	0	0

要望 査定

		要望額	査定額	要望件数	査定件数	増減
		〇	〇	〇件	〇件	〇
特色	報償費	0	0	〇件	〇件	0
	委託	0	0	〇件	〇件	0
	費用費	0	0	〇件	〇件	0
	使用料及び賃借料	0	0	〇件	〇件	0
	負担金補助及び交付金	0	0	〇件	〇件	0
伝統	報償費	0	0	〇件	〇件	0
	委託	0	0	〇件	〇件	0
	費用費	0	0	〇件	〇件	0
	使用料及び賃借料	0	0	〇件	〇件	0
	負担金補助及び交付金	0	0	〇件	〇件	0
合計		0	0	〇件	〇件	0

特色ある教育活動等実施計画書

別紙1－2

学校(園)名: 0

優先順位	事業名	区分 (特色、伝統、部活動)	報償費・委託 ・需用費・修繕料・ 運搬料	要望額算出の際の 単価	要望額算出の際の 外部講師人数	要望額算出の際の 実施回数	1回あたりの実施時間	要望額	査定	増減	備考
1	水泳補助	特色	報償費	1,500	2人	15回	2時間	90,000			
1	水泳補助	特色	報償費	1,500				0		0	
2	学校保健委員会	特色	報償費	10,000				0		0	

※学校予算枠外事業も、「特色ある教育活動」事業予算として貴校の執行率に影響しますので、予算要求の際には充分にご精査ください。

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和6年6月11日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行 事（事 業 名）	場所等	出席者等
6	11	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
6	12	水				
6	13	木				
6	14	金				
6	15	土				
6	16	日				
6	17	月				
6	18	火				
6	19	水	13:00～	保幼小合同研修会 昌平幼稚園・小学校	昌平幼稚園・小学校	教育委員出席
6	20	木				
6	21	金				
6	22	土				
6	23	日				
6	24	月	10:00～	教育委員訪問 九段中等教育学校	九段中等教育学校	教育委員出席
6	25	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
6	26	水				
6	27	木				
6	28	金	10:00～	教育委員訪問 千代田小学校	千代田小学校	教育委員出席
6	29	土				
6	30	日	第1回10:10～ 第2回12:50～ 第3回14:35～	学校説明会①	九段中等教育学校	
7	1	月				
7	2	火				

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和6年6月11日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行 事（事 業 名）	場所等	出席者等
7	3	水				
7	4	木				
7	5	金				
7	6	土				
7	7	日				
7	8	月				
7	9	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
7	10	水	13:25～	音楽鑑賞教室	すみだトリフォニーホール	教育委員出席
7	11	木				
7	12	金	10:00～	指導課訪問 お茶の水幼稚園	お茶の水幼稚園	
7	13	土				
7	14	日				
7	15	月				
7	16	火				
7	17	水	10:00～	指導課訪問 九段小学校	九段小学校	
7	18	木				
7	19	金	13:00～	教科書懇談会	402、403会議室	教育委員出席
7	20	土				
7	21	日				
7	22	月	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席

「広報千代田」
 【6月20日】号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）

13件

課	件 名	事 業 の 概 略	と き	会 場	主 催 者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外の み	区以外が主催のとき
1 学務課	区立中学校の学校説明会	学校説明会のお知らせ			
2 児童・家庭支援センター	令和6年度東京都子育て支援員研修（第2期）の受講者を募集します！	子育て支援員養成研修（第2期）	申込み 7月1日（月）～7月16日（火）	募集要領配布 子ども部 子ども支援課	東京都福祉局子供・子育て支援部企画課
3 文化振興課	MONA MUSIC concert series vol.8 夏休みスペシャル！	お子さんと親御さんが一緒にお楽しみいただけるクラシックコンサート	7月27日（土）13時・15時 7月28日（日）11時・13時・15時 全5公演（各回40分）	ブックハウスカフェ 「ひふみ」	MONA MUSIC
4 文化振興課	第10回夏休み伝統文化親子教室	能楽・茶道の体験講座	7月29日（月）～8月31日（土） 期間内に7,8回の稽古予定 10時～18時までの間30分程度	偕香苑	伝統の橋がかり
5 文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会。	7月14日（日）11時～	子ども室（区役所10階）	千代田図書館
6 文化振興課	千代田図書館 夏季の開館時間 繰り上げ	夏季の開館時間繰り上げ、研修室開放（中高生対象）。	8月11日（日）～31日（土） ※8月25日（日）は休館 研修室開放（9階第1・第2研修室）は 12日（月・祝）・14日（水）・19日（月） ・21日（水）・26日（月）・28日（水）（9時～17時）	千代田図書館	千代田図書館
7 文化振興課	第4回ちよびた落語会	読書好きで知られる春風亭昇羊さんによる文学作品をテーマにしたトークショーを組み合わせた落語会。	7月13日（土）15時～16時45分	区民ホール 1 階	千代田図書館
8 文化振興課	日比谷カレッジ展覧会への入り口講座Vol.39 「朝鮮民族美術館をめぐる」ー日韓文化交流の礎となった日本民藝館のルーツ	朝鮮民族美術館が設立された目的や意義、蒐集されたコレクションなどについて紹介します。	7月5日（金） 19：00～20：30	日比谷図書文化館地下1階 日比谷コンベンションホール（日比谷公園1-4）	日比谷図書文化館
9 文化振興課	文化芸術の秋フェスティバル出演募集	文化芸術の秋フェスティバルの出演団体・作品出品者を募集する	オーケストラ：10月19日（土） コーラス：10月20日（日） 芸能のつどい：11月17日（日） 作品展：11月13日（水）～11月17日（日）		
10 生涯学習・スポーツ課	区民スポーツ大会「第35回ボウリング大会」	区内在住者を対象にボウリング大会を開催する。	7月21日（日）10時～	東京ドームボウリングセンター（文京区後楽1-3-61）	
11 生涯学習・スポーツ課	（仮称）新九段生涯学習館整備に関するアンケート	（仮称）新九段生涯学習館の整備検討にあたり、現施設利用者、施設未利用者を含め、アンケートを実施する。 実施方法はWebフォームでの回答を基本に、現施設へのアンケート用紙設置などを行う予定。 施設を利用しない者の意見も併せて聴取したいため、広報千代田への記事掲載を希望。 アンケート内容の詳細は未定であり、校正作業の中で記事は確定させていただきたい。	6月20日（木）から3週間程度		生涯学習・スポーツ課施設整備担当
12 生涯学習・スポーツ課	納涼民踊の集い	靖国神社境内にて盆おどりを実施する。	7月13日（土）～16日（火）18時30分～20時30分	靖国神社境内の大村益次郎銅像周辺	
13 生涯学習・スポーツ課	体育大会実施及び広告募集のお知らせ	10/6に外濠公園総合グラウンドで体育大会を実施。また、大会プログラムに掲載する広告を募集。	10月6日（日） 広告ペ：7月1日（月）	外濠公園総合グラウンド	